

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第一号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十三条の二第一項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（法第二百四十三条の二の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めるものとする。

(最低負担額)

第二条 法第二百四十三条の二第一項に規定する条例で定める額（以下「最低負担額」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 知事等（地方警務官（警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）を除く。以下この号において同じ。）県から損害賠償責任の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第二百三条の二第一項又は第二百四条第一項若しくは第二項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第一百七十三条第一項第一号の規定に基づく総務省令で定める方法により算定される額に、次に掲げる知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額イ 知事 六
ロ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 四
ハ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は地方公営企業の管理者 二
ニ 職員（地方警務官並びにロ及びハに掲げる職員を除く。） 一
- 二 地方警務官 国から損害賠償責任の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）その他の法律による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として政令第一百七十三条第一項第二号の規定に基づく総務省令で定める方法により算定される額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 警察本部長 二

ロ 警察本部長以外の地方警務官 一

(損害賠償責任の一部免責)

第三条 知事等が県に対して負う損害賠償責任については、知事等がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から最低負担額を控除して得た額について、その責任を免れる。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。